

事務連絡

平成 23 年 4 月 4 日

社団法人日本建設業団体連合会 御中
社団法人全国建設業協会 御中
社団法人日本建設業経営協会 御中
社団法人全国中小建設業協会 御中
社団法人全国解体工事業団体連合会 御中
社団法人全国中小建築工事業団体連合会 御中
社団法人建設産業専門団体連合会 御中
社団法人住宅生産団体連合会 御中

国土交通省総合政策局建設業課

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における
「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の周知等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い発生した廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理については、政府の「緊急災害対策本部」の元に設置された「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議（仮称）」（座長 樋高環境大臣政務官。以下、「検討会議」という。）等において検討が進められております。

この度、検討会議での検討を踏まえ、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」（以下、「指針」という。）が、環境省から関係県に周知されておりお知らせいたします。

なお、指針は、今後修正があり得る暫定版という整理になっております。また、指針について、現時点では、文書による自治体への通知やホームページでの公表は予定されていないとのことです。（関係県で開催されている災害廃棄物処理対策協議会では、会議資料として配付されています。）

加えて、指針の 12 ページ「収集（9）」に記載のある、アスベスト混入廃棄物等の処理についての事務連絡は以下の環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>）に掲載されておりますので、あわせてお知らせいたします。

さらに、損壊家屋等の災害廃棄物の処理と併行して、一部損壊した建築物等に係る解体工事、修繕・模様替工事等（以下、「解体工事等」という。）が、今後増加するものと予想されます。

特に、解体工事等における石綿の取扱いについて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、同法施行規則にも基づき、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴団体におかれでは、損壊家屋等の災害廃棄物の処理にあたっては指針を参考にするとともに、一部損壊した家屋等の解体工事等の実施にあたっては建設リサイクル法並びにその他石綿に関する関係法令を遵守して適正に実施して頂きますよう、傘下会員に対して周知して頂きますよう御協力お願いいたします。

問い合わせ先 建設業課 岩崎、宮中 電話番号：03-5253-8111（内線24733、24755）

損壊家屋等の処理の進め方指針 (骨子案)

平成23年3月29日

趣　旨

- 迅速かつ円滑な処理のための指針
- 廃棄物処理の各段階(収集、仮置き、運搬、中間処理、最終処分)における対応策を示すもの
- 地方公共団体及び地方公共団体より処理業務を受託する者向け

留意事項

- 緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと
- 作業は危険を伴うものとなることから、従事する人員の安全確保に注意を尽くし、二次災害を回避すること
- 特に沿岸部の作業において、津波情報や地震情報に注意して行うこと
- 衛生面での環境悪化を想定し、従事する人員の健康被害が生じないよう適切な措置をとること
- 住民等が自ら片付けなどを行う場合については、二次災害の回避及び健康被害の予防について注意喚起すること

収集(1)

第1ステップ: 収集優先箇所／廃棄物の選定

- 避難施設・居住地の近傍(生活環境に支障が生じる廃棄物)
- 道路、上下水道、海上交通等の障害となる廃棄物
- 河川区域や農業排水路内の廃棄物等の二次災害の原因となりうる廃棄物

- 第1ステップで選定された優先箇所以外に存置している災害廃棄物の撤去についても、現地の状況を勘案して優先順位を決め、可能な限り迅速に処理していくことが必要。

収集(2)

第2ステップ：作業の事前調整

- 作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知する。
- 作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、収集の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。
- 作業対象地域における土地の所有区分・管理区分が不明な場合や多岐にわたる場合は、作業の効率性を確保するため、関係者間で作業分担について調整を行う。

収集(3)

第3ステップ：私有財産の移動

- 自動車や船舶など、収集の妨げになるものを仮置場に移動する。
- 私有財産のうち、回収が可能なものを一時保管場所に移動する。
- 行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら、必要に応じ警察と調整をしつつ作業する。
- 行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切な対応を行う。
- 重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。
- LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

収集(4)

第4ステップ：私有財産の取扱

○貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、警察に届け出る。

○位牌やアルバム等、所有者等にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することが出来る場合は、一律に廃棄せず別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

収集(5)

○自動車について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。

○原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。

収集(6)

○船舶について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、廃棄する。移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。

○自動車や船舶等の移動や処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。

収集(7)

第5ステップ：廃棄物の積込み

- 行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら廃棄物の積込みを行う。
- 行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切に対応する。
- 重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。
- LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。
- 可能な限り、可燃物とコンクリートがらに分けるなどの粗分別をしつつ行う。

収集(8)

○廃棄物の積込みや建物・工作物の撤去解体作業に当たっては、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鉢等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝を可能な限り保存するよう配慮する。

収集(9)

第6ステップ：仮置場への運搬

○収集した廃棄物を仮置場に運搬する。運搬に際し、ごく短期間の間、がれき等の一時的な置き場として農地を利用する場合、所有者の明らかな農地を原則として利用すること。

なお、使用済自動車(P)、廃家電、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物の処理について事務連絡が発出されているので、参考とされたい。

(今後早急に、船舶に係る事務連絡が発出できるよう調整中)

仮置場(1)

第1ステップ：仮置場の選定

- 以下の点等を考慮して、仮置場を選定する。
 - (1)公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾(水域*を含む。)等の公有地(市有地、県有地、国有地等)
* 船舶の係留等
 - (2)未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)
 - (3)二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さいところ
 - (4)仮設住宅など他の土地利用のニーズ
- 国有地の活用について、関係省庁は被災地自治体の意向等を踏まえつつ、必要な調整を行う。

仮置場(2)

第2ステップ：仮置場の維持管理

- 火災の防止のために必要な、防火水槽、消火器の設置等を行う。
- 廃棄物の飛散や流出等の防止のため必要な、散水、ネットや囲いの設置等を行う。
- 悪臭及び害虫発生防止のため必要な、消毒剤や脱臭剤の散布、シートの被覆等を行う。
- 油や有害物質等の流出や地下浸透の防止のために必要な、防水シートの活用等による対策を行う。

仮置場(3)

第3ステップ：仮置場の運用

- 仮置場であることや出入口を明示する。
- 仮置場管理者を配置し、適切な運用を行う。
- 処理方法に応じた分別を行う（可燃物、不燃物、資源物（鉄、アルミ等）危険物（ガスボンベ、消火器、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物等）、家電リサイクル対象物など）。
- 便乗による廃棄物の混入防止を図る。
- 持ち込まれる廃棄物の収集箇所、搬入量、搬入者を記録する。

仮置場(4)

なお資源の有効活用のため、次のような設備を設置していることが望ましい。

- 木質系廃棄物をチップ化するための破碎機
- コンクリートがらを建設資材化するための破碎機

運搬(1)

第1ステップ: 作業の事前調整

○作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、運搬の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。

第2ステップ: 搬入先指示伝票の発行

○仮置場管理者は、廃棄物の量や種類、搬入先、車両ナンバーを記した搬入先指示伝票を発行する。

○仮置場管理者は、搬入先に応じた運搬経路を示す文書を運搬者に渡す。

運搬(2)

第3ステップ：計量伝票の入手

○運搬者は搬入先で廃棄物の重量や種類を記した
計量伝票を入手する。

第4ステップ：伝票の送付

○運搬者は搬入先指示伝票に計量伝票を添付し、自
治体等発注元に送付する。

中間処理(1)

第1ステップ：処理計画期間の設定

(参考：阪神・淡路大震災での実績は3年)

第2ステップ：処理可能性の検討

- 仮置場に一時保管している廃棄物のうち、市町村内の中間処理施設での処理可能量を把握する（可燃物、不燃物、資源化物等の別で把握）
- 処理計画期間に照らし、市町村内の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

中間処理(2)

- 市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている場合には、市町村外の中間処理施設での処理の可能性を検討する。
- 災害時の応援協定等を締結している自治体や、環境省ホームページで公表されている被災地以外の自治体、市町村外の処理業者の受入可能量を踏まえ、当該自治体等への申し入れを行う。
- 県は市町村の意向等を踏まえつつ、県内市町村間の調整を図る。
- 環境省は、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

最終処分(1)

第1ステップ：最終処分量の把握

○焼却・再生利用等による減量を考慮し、最終処分量を算出する。

第2ステップ：既存処分場の受入可能性の確認

○市町村内の最終処分場での受入の可能性を検討する。

○廃棄物の市町村内の最終処分場の受入可能量が最終処分必要量を下回っている場合は、他地域の最終処分場での受入可能量を確認する。

最終処分(2)

○県は最終処分の処理必要量を確保するため、県内市町村の意見を踏まえつつ、市町村間の必要な調整を行う。

○環境省は、最終処分の処理必要量を確保するため、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

第3ステップ：最終処分場の確保

○市町村、県及び国は、将来にわたる安定した最終処分のあり方について早急に検討する。

最後に

○本指針は、損壊家屋等の処理の進め方の一つを示したものであり、緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと